

慈覚大師伝にみえる

五台山念仏移入の記事について

奈 良 弘 元

一

山の念仏の起源を、円仁による五台山念仏三昧之法の移入に求め、さらに、山の念仏の起源をもつて、叡山浄土教の始まりとみる説は、多くの学者によつて受け容れられて、ほぼ定説化しているといえるであろう。その因つて来たる根拠は、偏に、慈覚大師伝の記事に存するといえる。すなわち、同伝に、「仁寿元年、移五台山念仏三昧之法、伝授諸弟子等、始修常行三昧」とあるのがそれである。

筆者は、山の念仏の起源を円仁の五台山念仏移入に求め、もつて叡山浄土教の源流とする説に対して、大いに疑問を感じるのである。以下、その疑問点を若干指摘してみたい。

二

慈覚大師伝は円仁の誕生から始まつて、円仁死後の延喜十

慈覚大師伝にみえる五台山念仏移入の記事について（奈 良）

六年に、阿弥陀仏像を作り、金光明経を書写して大師の本房に安置供養する、という記事で終つているが、特に、承和十四年に唐より帰朝後、貞観六年遷化までの円仁の事績のうちで、「伝う」「行う」「作る」といつた類の記事をみると、史実としての確証性に乏しいもの、もしくは不明なものがかかなりある。「去年（嘉祥元年）秋冬、造胎藏曼荼羅一輔」「今（嘉祥二年）春、始図金剛界曼荼羅像」「（嘉祥三年三月）始十五日迄十八日、転読大般若」「（仁寿四年十一月）制作天台大師供祭文及次第式」「（斉衡三年）七月十六日、習五台山竹林寺之風、行浄土院廟供事」「（貞観）二年、以安樂行品伝法華堂」「（同）四月、始行供仏舍利会」の七件は史実としての確証性に乏しいもの、もしくは不明なものである。確証性が高いと思われるものは、嘉祥二年五月の延暦寺における灌頂の厳修（三代実録にもある）、年代に問題はあるとしても、斉衡二年と伝えられる蘇悉地経疏の作成、同じく、貞観二年六月とある顕揚

大戒論の作成、の三件のみである。

したがって、円仁が唐から帰朝後、入滅までの事績のうちで、円仁の行業を伝える記事は、その史的確証性に乏しいか、もしくは不明なものが多い、ということが言えるであろう。この点から、筆者は、「仁寿元年、移五台山念仏三昧之法、伝授諸弟子等、始修常行三昧」の記事に、まず首をかしげるのである。

つぎに、慈覚大師伝の記事は、何年何月何日とあるもの、何年何月とあるもの、何年の春夏秋冬とあるもの、そして何年とだけしか記されていないもの、の四通りであるが、問題の五台山念仏移入の記事と同様に何年とだけしか記されていない記事を見ると、在唐中の記事を除いて、「弘仁五年、官試及第」「天長五年、強出山門」「承和二年、朝家有遣唐使之議^{云々}」「仁寿元年、国家修仁王会^{云々}」「貞觀元年、仁王会」「同二年、以安樂行品伝法華堂」「同三年、以台山靈石埋其五方始作件楼」「同四五兩年、頻請大師^{云々}」の八件、並びに、「年及九歳、従其兄学経史」「数歳之後、涉諸部、遍悟大旨」の二件の計十件は史実として不明もしくは確証性の低いものである。これに対して、「延暦十三年、大師誕生」「大同三年、登叡山、付属先師」「弘仁七年、東大寺受具足戒」「年及四十、結帅為菴」「斉衡二年、作蘇悉地経疏七卷」の五件は、ほぼ是認されるものと考えられる。したがって、この点からも、

「仁寿元年」としか記されていない五台山念仏移入の記事は、そのまま鵜呑みにすることができないと思うのである。

三

仁寿元年に円仁が五台山念仏三昧之法を移入したとする記録は、叡岳要記・山門堂舎記・日本高僧伝要文抄・明匠略伝・元亨釈書などにも伝えられているが、しかし、慈覚大師伝より約四十年早い延喜元年の成立である『日本三代実録』は、円仁の行業を伝えているにもかかわらず、念仏移入の記事は載っていないし、「念仏は慈覚大師のもろこしより伝えて」云々と、円仁の念仏移入を伝え、山の念仏を紹介している『三宝絵詞』（永觀二年成立）にも、仁寿元年と明示されていない。同じく永觀二年成立の『日本往生極樂記』にも「承和十四年帰朝、弥陀念仏法華懺法灌頂舍利会等、大師所伝也」とあるが、年時の明示がない。

さらに、『一代要記』には「仁寿元年辛未四月二十八日、改元、依御即位也、建總持院、二年壬申、始常行三昧」とあって、「移五台山念仏三昧之法」とはないが、仁寿元年ではなく仁寿二年に常行三昧を始めたことを伝えており、年時の上で相違をみせている。

以上の考察からも、仁寿元年の念仏移入の記事には、疑いもたれるのであるが、ここで、仮に百歩譲って、仁寿元年

に五台山念仏が移入され、常行三昧が始修されたとして、それではなぜ、仁寿元年まで始修が待たれなければならなかったのか。すなわち、承和十四年九月に帰朝し、翌十五年（嘉祥元年）帰山した円仁は、直ちに、叡山に常行三昧堂を建立したと伝えられている。嘉祥元年の常行三昧堂建立が史実であるとするならば、仁寿元年の常行三昧の始修まで三ヶ年間の空白があることになり、疑念が生ずるのである。

四

さらに、『僧綱補任抄出』上には「仁寿元年辛未……八月慈覚大師移五台山之常行三昧於本朝之天台山摠持院、始修之」とあつて、仁寿元年八月と明示し、しかも摠持院で初めてこれを修すとしている。

しかし、『山門堂舎』には「始自仁寿三年至貞観四年十ヶ年所造立也」とあり、『九院仏閣抄』にも同様の記載があつて、仁寿元年八月には、まだ、摠持院が建立されていなかったことを示している。また、『叡岳要記』には「仁寿元年初建立摠持院」とあるが何月か明示されておらず、初度の摠持院供養は仁寿元年の十二月三十日と細注があるところからみて、仁寿元年八月の摠持院における常行三昧始修の可能性は薄いように思われる。

さらに、『慈覚大師伝』には「詔曰、朕特発心願、於彼峰

慈覚大師伝にみえる五台山念仏移入の記事について（奈 良）

建立摠持院、興隆仏法、九月、又詔曰、雖未建立道場、而扞二七僧、且修件法焉、摠持院置十四僧、自此而始矣」とあつて、文章の前後の關係からみて、嘉祥三年九月にはまだ摠持院が建立されていないことを示している。このことは、仁寿元年八月までの建立を否定する史料にはならないとしても、しかし、その建立を立証する史料ともならないであらう。

以上の考察から、円仁によつて仁寿元年に五台山念仏三昧の法が移入され、初めて常行三昧が修されたとする『慈覚大師伝』の記事は、1、慈覚大師伝そのものの内容からみても疑わしいものであること、2、『慈覚大師伝』より成立の早い『三代実録』や、比較的成立の早い『三宝絵詞』『日本往生極楽記』などにその記録が存しないこと、3、成立は遅れるが『一代要記』には仁寿二年とあつてその伝承が異なること、仮に、仁寿元年に移入されたとして、その修された場所を『僧綱補任抄出』にいう摠持院もしくは摠持院とする、4、『山門堂舎』『九院仏閣抄』にある同院建立の時期と相違するし、5、『慈覚大師伝』『叡岳要記』の記事からも、それが立証されない、などの理由によつて、史実として極めて疑わしいということが言えるであらう。それでは、五台山念仏あるいは山の念仏が始修された時期は何時か。これについては次の機会にゆずりたい。

1 例えば蘭田香融氏「山の念仏」（藤島・宮崎編『日本浄土教

慈覚大師伝にみえる五台山念仏移入の記事について(奈良)

二七六

史の研究』昭和四四年・平樂寺書店)井上光貞氏『日本古代の
国家と仏教』(昭和四六年・岩波書店)大野達之助氏『上代の
浄土教』(昭和四七年・吉川弘文館)など。

2 普賢晃寿氏は「日本天台の浄土教は円仁による中国の法照流
念仏の移植を直接の起源とするのは学者のみとめるところで
ある」(『日本浄土教思想史研究』昭和四七年・永田文昌堂・四
八頁)といきつてゐる。

3 『統群書類従』第八輯下・六九二頁。

4 『叡岳要記』『山門堂舎』には、「始修常行三昧」が「始修弥
陀念仏」とある(『群書類従』第一六輯・五二五頁、五九五頁)。

5 巻下(大日本仏教全書、一一一)、「比叡不断念仏」の項。

6 『新校群書類従』第三卷・七二六頁。

7 『新訂増補、史籍集覧』公家部・年代記編(一)・一〇一頁。

8 『三代実録』巻八には「承和十四年九月遷此土」(『新訂増補
国史大系』第四卷、一二六頁)とあり、『慈覚大師伝』には「秋
九月、得著太宰府、……我朝承和十四年也、……嘉祥元年春、
奉詔入京、即登本山」(『統群書類従』第八輯下、六九一頁)と
ある。

9 『叡岳要記』『山門堂舎』に「大師承和五年入唐、同十五年帰
山、新建立常行三昧堂」(同前)とある。

10 『新校群書類従』第三卷、二二七頁。

11 同前、五三〇頁。

12 同前、六六七頁。

13・14 同前、五八八頁。

15 同前、六九二頁。

16 総持院の建立に関して、池山一切円氏はその論文「法華総持
院について」で次のように述べている。「山門堂舎記等の四記
録書(山門堂舎記・叡岳要記・三塔諸寺縁起・九院仏閣抄を指
す(筆者注))は、総持院の造営を一樣に仁寿三年(八五三)
より始まり貞観四年(八六二)までの十ヶ年を要したと記して
いる。宝塔、真言堂、灌頂堂、廻廊、楼門、等を擁する大伽藍
造営の完全なる完成には十年位の歳月を要したであろうことは
肯けるのである。然し仁寿三年始工云々の年号はそのまま信ず
ることが出来るであろうか。……建立の詔勅が下りたのは嘉祥
三年(八五〇)四月から九月までの間であり、……引き続き敷地
検分まで行つてゐるのであるから、三年も間を置いて始めて工
事に取りかかつたとは思われない。建立詔勅の下りた嘉祥三年
に直ちに造り始めるのは無理としても、翌年の仁寿元年(八五
一)には本格的に工事を始めかけたのであろう。……仁寿元年
始工としてその二年後の仁寿三年には、改めて総持院の燈分
油、僧供、雑色五人料の官符が下つてゐるが、これはこの仁寿
三年に熾盛光を修すべき真言堂が先ず完成してこの堂にて熾盛
光法が専ら修せられ始めたのを意味するのであろう」(福井康
順編『慈覚大師研究』三〇四―五頁)と。したがつて、仁寿元
年八月に総持院において常行三昧が始修されたとする『僧綱補
任抄出』の記事は否定されることになる。